

支援が急がれるヤングケアラー



主任研究員
青木 淳子

はじめに

入間市では、令和4年の6月議会においてヤングケアラーを支援する条例案が全会一致で可決された。これまで、複数の自治体でケアラーを支援する条例が制定されてきたが、ヤングケアラーの支援に特化した条例は全国で初めてである。

「ヤングケアラー」という言葉は以前から使用されていたが、令和2年3月に埼玉県が全国で初めてケアラーを支援するための条例を制定してから、社会の関心が急激に高まってきたとみられる。「埼玉県ケアラー支援条例」はケアラー全般への支援のためのものだが、条文の中でヤングケアラーを明確に定義づけて、ヤングケアラー支援に関する基本理念や関係機関の役割等をうたっている。当時はヤングケアラーという言葉の認知度は低く、同年11月公表の県政サポーターアンケートでは、「ヤングケアラー」という言葉の認知度は16.3%（「よく知っている」と「ある程度は知っている」の合計）にとどまっていた。

しかし、その後の自治体の動向をみると、議会でヤングケアラーへの支援に関する質問が出されたり、広報等でヤングケアラーについての説明や相談窓口の連絡先が掲載されるなど、全国的な関心の高まりが見受けられる。また、複数の自治体でケアラー（一部でヤングケアラーも含む）支援に関する条例が制定されている。実際のヤングケアラー支援への取り組みも整備されつつあるので、現在の動向をみていくこととする。

各自治体における条例制定の動き

令和2年3月に埼玉県が「埼玉県ケアラー支援条例」を制定して以降、複数の自治体でケアラーを支

援するための条例が制定されている。冒頭で記載したように、ヤングケアラーの支援に特化した条例は入間市が初めてで、これまでの条例はケアラー全般を対象としている。

●ケアラー支援に関する主な条例

自治体	条例名	公布日
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	令和2年 3月31日
北海道 栗山町	栗山町ケアラー支援条例	令和3年 3月19日
三重県 名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 6月30日
岡山県 総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 9月9日
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	令和3年 12月14日
北海道 浦河町	浦河町ケアラー基本条例	令和3年 12月14日
岡山県 備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	令和3年 12月24日
栃木県 那須町	那須町ケアラー支援条例	令和4年 3月14日
北海道	北海道ケアラー支援条例	令和4年 3月31日

上記の表はこれまでに制定された全国各地の条例でいずれもケアラー全般への支援を定めているが、条文の中でヤングケアラーへの支援を明記していることが多い（栗山町と浦河町の条例ではヤングケアラーに関する規定は置いていない）。

そのほか、山梨県では「やまなし子ども条例」（令和4年3月29日公布）においてヤングケアラーの支援の推進に関する規定を置いている。

また、さいたま市でも6月議会に「さいたま市ケアラー支援条例案」を提出、全会一致で可決されている。

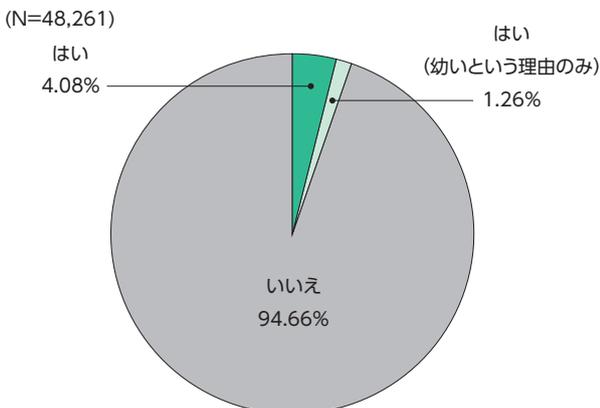
ヤングケアラーの実態

実際に、ヤングケアラーとはどういう状況にある人を指すのであろうか。埼玉県ケアラー支援条例の定義によると、ケアラーは「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。」とあり、ヤングケアラーは「ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。」とされている。高齢者の介護や、身体や精神に障がいがある家族の介護、病人の看病などのイメージが強いが、忙しい親に代わって幼いきょうだいの日常の世話をしたり、家計を支えるために労働して障がいや病気のある家族を助けたり、日本語を第一言語としない家族のために日常的に通訳の役割を担ったりすることなども含まれる。

埼玉県が県内の高校2年生の生徒を対象として令和2年7月から9月にかけて実施した「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」によると、自身がヤングケアラーであるか過去にそうであったかという問いに「はい」と回答した人は5.3%と、約20人に1人の割合で存在した。(ただし、同調査結果では、その中からケアの相手が

● ヤングケアラーの存在割合

「自身がヤングケアラーであるか過去にそうであったか」と



資料:埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」

幼いという理由のみでケアをしているケースはヤングケアラーの対象から外している。)

なお、令和2年度に国が全国規模で実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、中学2年生のヤングケアラーは5.7%、高校2年生(全日制)のヤングケアラーは4.1%であることがわかった。

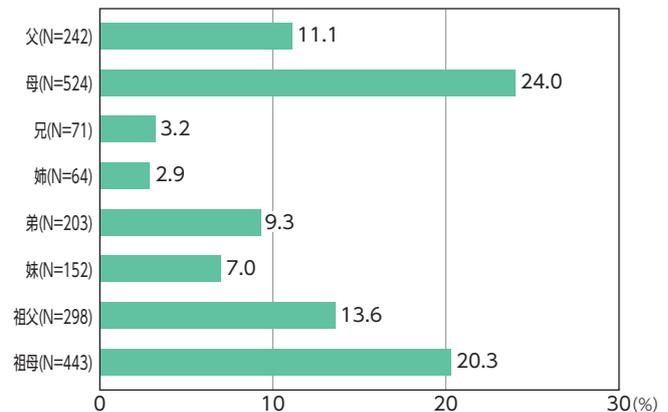
再び「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」に戻って、どのような関係の人を介護しているのかみると、「母」を介護している人が約4分の1であることがわかる。また、約5分の1の人は「祖母」を介護している。

ケアをしている頻度は「毎日」が35.3%、「週4-5日」が15.8%で、約半数は週4日以上ケアに関わっている。ケアにかかる時間は、平日は「1時間未満」が40.4%、「1時間以上2時間未満」は27.4%で、2時間未満が全体の7割近くを占めていた。一方、平日に4時間以上ケアに時間をかけている人は15.9%となっている。休日は、「1時間未満」が26.8%、4時間以上は28.6%で、平日よりもケアにかかる時間が長くなる傾向がみられる。

ケアをしていることによって、学校生活にどのような影響が出るかという点、「影響なし」とする人が約4割であった。何らかの影響が出ている人は、「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」(19.1%)や「ストレスを感じている」(17.4%)など精神的な負担を感じる人が多いことがうかがえる。また、「勉強

● 被介護者の続柄【複数回答】

(N=2,185)



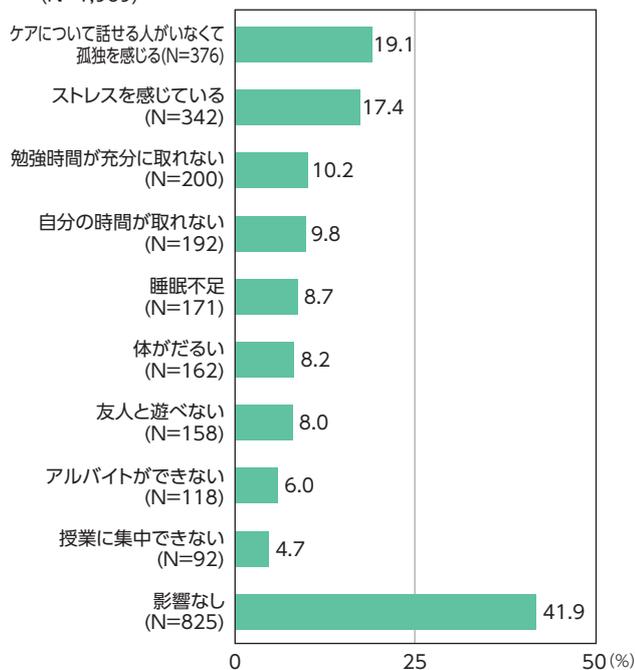
資料:埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」

(注)紙面スペースの都合により、2親等内に限定して掲載している。

時間が充分に取れない」(10.2%)や「自分の時間が取れない」(9.8%)、「睡眠不足」(8.7%)、「体がだるい」(8.2%)など、勉強時間が取れないことや身体への負担をあげる人も少なくない。

● 学校生活への影響[複数回答]

(N=1,969)



資料:埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」
(注)紙面スペースの都合により、上位回答に限定して掲載している。

ヤングケアラーといっても、担っているケアの内容やかけている時間、そのことをどう受け止めているかなどといったことは一人一人違っており、すべての人が支援を必要としているわけではない。しかし、学校生活への影響について「影響なし」が4割ということは、何らかの影響がある人は約6割存在するともいえる。そうした実態についても、社会に広く認識される必要がある。

埼玉県内のヤングケアラーへの支援の状況

埼玉県ではいち早くケアラー支援条例が制定されたこともあって、様々な施策に取り組んでいる。まず、ヤングケアラーについての社会的理解を広めるために、ケアラーや元ヤングケアラーの体験談をwebで公開したり、啓発用リーフレットを作成し配布している。また、ヤングケアラー本人はもとより周囲の児童・

生徒や教職員の理解促進を図るため、「ヤングケアラーってなに?」というハンドブックを作成、同ハンドブックは児童・生徒の成長に合わせて利用できるように、小学生編、中学生編、高校生編がある。令和3年度に実施された国の実態調査では、小学6年生の中にも「家族の世話をしている」児童が6.5%いることが把握されている。小学生編のハンドブックでは、家族をケアしていて悩んでいるとしたら頼れる大人に相談することを促している。

また、県内全市町村の相談先を一括して掲載したり、電話相談先やSNSでの相談先なども案内している。そのほか、「ヤングケアラーオンラインサロン」といったヤングケアラーが気軽にオンラインで集って悩みを相談したり交流できる場を提供、令和3年度には6回開催された。

教職員や生徒、保護者などがヤングケアラーに対して理解を深めたり、学校における相談支援を充実させることを目的として、「ヤングケアラーサポートクラス」という出張授業を県内中学校・高校で実施している。令和3年度は、草加西高校や杉戸高校、杉戸中学校などの複数の学校で、生徒向け講演会とディスカッション、教職員研修などが行われた。

埼玉県内自治体においても様々なケアラー支援のための取り組みが行われている。ヤングケアラー支援に関しては、実態を把握するための調査、広報を活用した啓発や相談窓口の紹介、自治体HPに専用のページを設けるといった取り組みがみられる。

埼玉県内自治体の市議会や町議会においては、HPから確認できるだけでも約8割の自治体の議会でヤングケアラー支援に関する一般質問が出されていて、関心の高さがうかがえる。(令和2年度から令和4年度6月定例会議まで)

実態調査については、簡単なものも含めると埼玉県内では令和3年度に9自治体を実施している。また、HP上のケアラー及びヤングケアラー支援関連の専用ページは、埼玉県内では18自治体で確認できる。(令和4年6月末現在)

具体的な取り組みとしては、相談窓口の案内が多い。ケアの対象が祖父母や親、幼いきょうだいなど幅広い年代で内容も多岐にわたることから、高齢者をケアしている場合は高齢福祉担当課や地域包括支援センター、ケアする相手に障がいがあったり依存症であったりする場合には、障がい福祉担当課や保健センターなど、幼いきょうだいを日常的に世話している場合には子育て支援担当課などを案内していることが多い。また、ヤングケアラー自身が未成年で学生であることから、子育て支援担当課や学校教育担当課が相談窓口にあげられていることもある。

いくつかの自治体では、ヤングケアラーに関する研修会や講演会を開催している。支援を行うには学校現場との連携が必要となるので、教職員を対象とした研修会を行う自治体が多い。また、ヤングケアラーに関する認識が社会全体で共有されているとは言い難い状況なので、一般の市民に向けた講演会も開催されている。そのほか、市民を対象とした地域福祉講座のテーマとして取り上げたり、図書館に特設コーナーを設けたりするような取り組みもみられ、様々な形で啓発が進んでいる。

6月議会でケアラー支援条例案が全会一致で可決されたさいたま市では、ヤングケアラーを支える訪問支援事業を開始することを発表した。また、現在、家族を介護する人やヤングケアラーの悩みを電話で聞く「相談センター」の開設準備が進められている。

ヤングケアラー支援を進めるには、福祉分野、医療・保健分野、学校分野など多機関、多職種の連携が不可欠であることは認識されている。公的機関のみならず、民生委員・児童委員や子ども食堂、介護事業所など民間との連携も必要である。今後はそうした連携も徐々に形を成していくことと想定される。

埼玉県で全国で初めての「ケアラー支援条例」が制定されてからまだ2年余りであるが、これほどに支援の取り組みが進んでいるのは官民ともに関心が高いためと考えられる。今後も支援体制の整備はさらに進んでいくと予想される。

おわりに

親に代わって日常的に幼いきょうだいの世話をしたり、病気や高齢の祖父母の介護をしたりする子どもや若者は近年急が増えたわけではなく、昔から存在した。おそらく、そうした子どもたちは「親孝行」と言われて、周囲から称賛され見習うべきとされてきた時代もあったであろう。また、菅元総理が2020年の就任時に表明して話題になった「自助・共助・公助」のうちの「自助」は、家族の中の子どもがケアラーとなることかなえられている家庭も多くあったのではないだろうか。こうしたことから、ヤングケアラーの問題について深刻に受け止めない人もいると予想される。場合によっては、家族をケアしている未成年の当事者自身も何ら問題と感じていないケースも少なくないであろう。

しかし、核家族化や地域社会の関係の希薄化などでケアラー一人にかかる負担は重くなりやすい環境となっている。ここに来て「ヤングケアラー」という言葉が注目され、しかも社会が解決すべき課題という意味合いを含んでいることを私たち一人一人が考えていくべきである。

一方、実際に家族へのケアを担っている当事者たちの受け止め方や要望も様々であり、一律的な支援ではうまくいかないことも懸念される。「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」の自由意見の中には、「何か負担が減る支援があれば安心」や「自分の将来が心配です」という意見もあれば、「本当に大変な人はできるだけそっとしておいてほしいと思う。変に気をつかわれたりすると息抜きの場である学校までも失ってしまう」や「(学校の)先生は気にしてくれたが、特別扱いされるのがストレス」といった内容の意見もあった。

自身の負担に気づかないヤングケアラーもいるので、時には周囲から働きかけるような支援も必要だが、一人一人のヤングケアラーや家族の意向に寄り添うことも重要であると考えられる。